

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 2月25日

【会社名】 日本ペイント株式会社

【英訳名】 NIPPON PAINT CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 酒 井 健 二

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀北 2丁目 1番 2号

【電話番号】 06 6455 9141

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 赤 木 勤

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南品川 4丁目 1番15号

【電話番号】 03 3740 1110

【事務連絡者氏名】 東京事業所長 山 口 一 夫

【縦覧に供する場所】 日本ペイント株式会社東京事業所
(東京都品川区南品川 4丁目 1番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年2月3日開催の取締役会において、当社による子会社取得について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しましたが、その記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

(訂正前)

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額 (注)

本合弁会社8社の持分	103,300,000,000円
アドバイザー費用等	1,128,642,000円
合計(概算額)	104,428,642,000円

(注) 1 本合弁会社8社とは、以下の8社をいいます。

Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.
Nippon Paint (China) Co., Ltd.
Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.
Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.
Paint Marketing Co. (M) Sdn. Bhd.
Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.
Nipsea Technologies Pte. Ltd.

2 当該アドバイザー費用等は本提携に係るアドバイザー・フィー、登録免許税及び弁護士費用等を記載しております。

(訂正後)

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額 (注)

本合弁会社8社の持分	103,300,000,000円
アドバイザー費用等	1,128,642,000円
合計(概算額)	104,428,642,000円

(注) 1 本合弁会社8社とは、以下の8社をいいます。

Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.
Nippon Paint (China) Co., Ltd.
Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.
Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.
Paint Marketing Co. (M) Sdn. Bhd.
Nippon Paint (Malaysia) Sdn. Bhd.
Nipsea Technologies Pte. Ltd.

2 当該アドバイザー費用等は本提携に係るアドバイザー・フィー、登録免許税及び弁護士費用等を記載しております。

3 本合弁会社8社の各社の持分毎の対価の額については、本件調査の実施後、その結果を踏まえて締結される予定の本持分譲渡契約において規定される見込みです。

以上